



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 18 日 (金)
第 8 7 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (174) (業務効率推進課) 2
	土地収用法による事業の認定 (175) (県土総務課) 4
	県道の区域の変更 (2 件) (176・177) (道路企画課) 6
	県道の供用の開始 (2 件) (178・179) (〃) 7
	採石法による採取計画の認可の公表 (180) (中部総合事務所県土整備局) 7
	採石法による採取計画の変更認可の公表 (181) (〃) 8
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (182) (〃) 8
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (183) (西部総合事務所福祉保健局) 9
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (184) (〃) 9
	介護老人保健施設の廃止の届出 (185) (〃) 9
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (186) (〃) 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (4) (教育総務課) 10
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止等に関する指示 (1) 10
	コイの持出し等を禁止する水域の範囲 (2) 11
	平成28年度第 5 種共同漁業権者に係る増殖目標量 (3) 13
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 14
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 14

告 示

鳥取県告示第174号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度鳥取県とっとり暮らし支援関係補助事業審査会	中山間地域等の活性化及び移住の促進に係る補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成28年4月2日から平成29年3月31日まで	元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
平成28年度鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金の補助対象事業の採択及び事業成果の検証に関する事項	〃	元気づくり推進局参画協働課
平成28年度鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会	鳥取・島根広域連携協働事業の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県女性活躍推進事業プロポーザル審査会	女性活躍推進事業に係る受託者の選定に関する事項	平成28年4月1日から同年12月28日まで	元気づくり推進局男女共同参画推進課
鳥取県消防団の在り方検討委員会	消防団の在り方に関する事項	平成28年4月2日から平成29年3月31日まで	消防防災課
平成28年度鳥取県中四国文化の集い運營業務委託プロポーザル審査会	第25回中四国文化の集い運営委託業務に係る受託者の選定に関する事項	〃	文化政策課
平成28年度鳥取県子ども文化芸術体験支援事業委託プロポーザル審査会	子ども文化芸術体験支援事業に係る受託者の選定に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務事業者選定委員会	鳥取県立倉吉未来中心音響設備改修業務に係る受託者の選定に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県美術展覧会運營業務委託プロポーザル審査会	鳥取県美術展覧会運營業務に係る受託者の選定に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会	鳥取県文化芸術活動支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成28年度アルコール健康障害対策基本法普及啓発業務委託プロポーザル審査会	アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）の普及啓発業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年4月1日から同年11月30日まで	障がい福祉課
平成28年度鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会	鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業の運転設備資金貸付金、新商品開発支援補助金及び協働連携企業補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成28年4月2日から平成29年3月31日まで	〃
平成28年度鳥取県児童虐待防止	鳥取県児童虐待防止啓発業務に係る受	平成28年4月1日	子育て王国推進局

啓発業務委託プロポーザル審査会	託者の選定に関する事項	から同年 8 月 31 日まで	青少年・家庭課
平成28年度鳥取県肝炎治療認定審査会	鳥取県肝炎治療特別促進事業に係る対象患者の認定に関する事項	平成28年 4 月 2 日から平成29年 3 月 31日まで	健康医療局健康政策課
平成28年度とっりの自然を活かしたガーデンデザインコンテスト審査会	とっりの自然を活かしたガーデンデザインコンテスト応募作品に係る審査等に関する事項	〃	緑豊かな自然課
鳥取県中小企業BCP策定戦略推進委員会	鳥取県中小企業BCP策定戦略に基づく策定支援施策等の効果的な推進方法に関する事項	〃	商工政策課
平成28年度とっとり発医療機器開発支援事業審査委員会	とっとり発医療機器開発支援事業に係る受託者の選定に関する事項	〃	産業振興課
平成28年度鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金審査会	鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県環境対策設備導入促進補助金審査会	鳥取県環境対策設備導入促進補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県産学共同事業化プロジェクト支援事業審査委員会	産学共同事業化プロジェクト支援事業に係る受託者の選定に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県先端技術活用実証モデル開発支援補助金審査会	鳥取県先端技術活用実証モデル開発支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査会	鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成28年度鳥取県がんばる地域プラン審査会	がんばる地域プラン事業の基本計画地域農業の振興方策をまとめた計画等の採択等に関する事項	〃	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課
平成28年度鳥取県とっとり農ビジネス研修等開催業務プロポーザル審査会	とっとり農ビジネス研修等開催業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年 4 月 2 日から同年 6 月 30 日まで	〃
平成28年度鳥取県元気な里山応援事業審査委員会	元気な里山応援事業に係るプランの採択等に関する事項	平成28年 4 月 2 日から平成29年 3 月 31日まで	〃
平成28年度鳥取県漁船登録システム整備事業審査委員会	漁船登録システム整備事業に係る受託者の選定に関する事項	〃	水産振興局水産課
平成28年度鳥取県東部地区農業関係プラン審査会	がんばる農家プラン事業費補助金及びもうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	東部農林事務所
平成28年度鳥取県八頭地区農業関係プラン審査会	〃	〃	東部農林事務所八頭事務所
鳥取県道路事業評価手法検討委	道路事業評価に関する事項	〃	道路建設課

員会			
平成28年度鳥取県中部地区農業関係プラン審査会	がんばる農家プラン事業費補助金及びもうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	中部総合事務所農林局
平成28年度鳥取県西部地区農業関係プラン審査会	〃	〃	西部総合事務所農林局
平成28年度鳥取県日野地区農業関係プラン審査会	〃	〃	西部総合事務所日野振興センター日野振興局

鳥取県告示第175号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

大山町

2 事業の種類

町道坊領向原線道路改良工事（鳥取県西伯郡大山町坊領字大木地内から同町豊房字下上ノ原林地内まで）及びこれに伴う二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川護岸工事

3 起業地

- (1) 収用の部分 西伯郡大山町坊領字立岩ノ下、字大木ノ下、字上大木ノ下、字大木及び字生田並びに豊房字下上ノ原林及び字尾上ミ平地内
- (2) 使用の部分 西伯郡大山町坊領字立岩ノ下及び字大木ノ下並びに豊房字下上ノ原林地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

町道坊領向原線（以下「本路線」という。）の西伯郡大山町坊領地内から同町豊房地内に至る延長2176.5mのうち、申請に係る町道坊領向原線道路改良工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

申請に係る二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川護岸工事（以下「関連事業」という。）は、本体事業の施行に伴い従前の護岸機能が失われるので、機能回復のために必要になるものであり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川又は護岸に関する事業に該当する。

したがって、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である大山町は地方公共団体であり、本件事業を実施する権能を有しており、本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業の施行地である向原地区及び背後地の新高田地区等においては、救急車両は大山消防署から出

動し、山陰自動車道を経由して、救急病院へ搬送されることとなるが、救急車両の到着までに向原地区では約17分、新高田地区では約20分を要している。本路線を整備することで、向原地区においては5分以上の時間短縮が見込まれるが、本路線の改修にあたっては、上流側に施工された床固工から計画する橋りよりの離隔等の河川管理上求められる条件から、現位置で架け替えは不可能であり、別の位置に架け替えることが必要となっている。

本事業を実施することは、沿線地区、背後地区の人的救助や災害時救助などの安全性確保に役立ち、向原地区においては約2倍の生存率向上効果ならびに約2.5倍の社会復帰率効果をもたらすなど、人命の救助に顕著な効果をもたらすこととなる。

また、本路線は、米子市、伯耆町、琴浦町を横断的に結び、山間部地域の生活や物流を担うとともに大山観光交流軸の横断的補間道路の一部となる路線であり、生活、物流、観光などの各方面において重要な役割を果たすことが想定されている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)に基づく環境影響評価の対象事業ではないが、起業者が、阿弥陀川架橋直上流に位置する「坊領2号床固」(平成27年3月完成)の工事实施に伴い学識経験者の意見を求めたところ、植物については、工事箇所付近からの希少な植物の分布報告はなく、植物への影響は軽微との専門家意見をj得ている。動物については、生息環境を大きく破壊するものではなく、周辺に同様な生息環境が広く残存することから、希少な動物への影響は軽微であるとの専門家意見をj得ている。

本事業地内のうち豊房地内は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財包蔵地の向原第1遺跡の範囲内であるが、起業者は、工事施工に当たっては事前の試掘調査を行い、大山町教育委員会の指示に従い保護のための措置を講ずるものとしている。当該地域に生息の可能性がある特別天然記念物のオオサンショウウオ(VU:絶滅危惧II類)の保護については、工事施工にあたり大山町教育委員会と協議を行い、復旧護岸の脚部には巨石による寄石を配置するなど、生息環境に配慮した工法の措置を行うとしている。さらに、工事に先立って生態系調査を実施し、工事中も含めて個体が発見された場合は、一時保護し大山町教育委員会の指示に従い、指定の放流箇所への搬送・放流などの保護が適切に行われるように万全を期すとしており、本事業の施行により失われる利益は軽微にとどめられると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、曲線数、環境影響度、必要面積、経済性等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本事業は、次に掲げる理由から、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の仮橋は平成25年10月に架橋され、河川管理者による仮設物の許可期間の3年が迫っていること、また、救急車両の到着に多くの時間を要していることから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の

規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡大山町末長500

大山町役場大山支所建設課

鳥取県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取福部線	変更前	鳥取市立川町六丁目354-1地先から同市滝山字上河原217-4地先まで	6.3~46.7	2,304.0
	変更後	鳥取市立川町五丁目108-23地先から同市滝山字上河原216-1地先まで	6.3~42.0	2,213.0
		鳥取市立川町六丁目354-1地先から同市滝山字上河原217-4地先まで	10.0~34.2	1,752.0
卯垣正蓮寺線	変更前	鳥取市国府町分上四丁目401-1地先から同市国府町分上四丁目406地先まで	11.9~19.9	63.0
	変更後	鳥取市卯垣五丁目102-1地先から同市国府町分上四丁目406地先まで	10.9~45.7	934.0
鳥取国府線	変更前	鳥取市岩倉字上樋掛449-1地先から同市国府町分上二丁目255-1地先まで	19.7~29.1	33.0
		鳥取市岩倉字上樋掛445-9地先から同字446-24地先まで	13.9~21.8	61.0
	変更後	鳥取市岩倉字上樋掛449-1地先から同市国府町分上二丁目255-1地先まで	19.7~29.1	33.0

鳥取県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	米子市和田町字曲り沢1940-1地先から同市和田町字東美保2038-1地先まで	変更前	5.9~16.1	365.0
		変更後	7.0~51.7	366.0

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-----	-------	-----	-----------------	-----------------

境車尾線	変更前	西伯郡南部町境字内海道347地先から同町境字百万550-1地先まで	4.8~52.5	1,054.0
	変更後	西伯郡南部町境字内海道347地先から同町境字百万550-1地先まで	4.8~52.5	1,057.0
		西伯郡南部町境字田中田1506地先から同町境字東光寺543-1地先まで	11.9~25.9	685.0

鳥取県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取福部線	鳥取市立川町六丁目354-1地先から同市滝山字上河原217-4地先まで	平成28年3月18日
卯垣正蓮寺線	鳥取市卯垣五丁目102-1地先から同市国府町分上四丁目406地先まで	平成28年3月19日

鳥取県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市和田町字曲り沢1940-1地先から同市和田町字東美保2038-1地先まで	平成28年3月19日
境車尾線	西伯郡南部町境字内海道347地先から同町境字百万550-1地先まで	〃

鳥取県告示第180号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社呉島組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下余戸 149-2	倉吉市栗尾字箱谷南 平二601-29外38筆 (63,656平方メートル)	風化花崗岩(真砂土) (193,988立方メートル)	平成28年3月1日から 平成33年2月28日まで	平成28年3月1日

鳥取県告示第181号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
白山建材有限会社 代表取締役 山根 清道	倉吉市蔵内 320-1	倉吉市関金町山口字山白水 1163-31外9筆（85,977平方メートル）	平成25年9月11日から平成28年5月31日まで	採取をする岩石の数量	87,340立方メートル	6,539立方メートル	平成27年12月28日
				採取の期間	平成25年9月11日から平成27年12月31日まで	平成25年9月11日から平成28年5月31日まで	
				その他の事項	平成25年9月11日付鳥取県指令第201300095358号認可に係る申請書のとおり	申請書のとおり	
有限会社呉島組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下余戸 149-2	倉吉市栗尾字箱谷南平二 601-29外38筆（63,656平方メートル）	平成23年1月21日から平成28年1月20日まで	採石施工計画	平成23年1月21日付鳥取県指令第201000155864号認可に係る申請書のとおり	掘削用機械等（申請書のとおり）	平成28年1月20日
				掘削作業計画	破碎施設「なし」	破碎施設「あり」	

鳥取県告示第182号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町由良宿2031	東伯郡北栄町松神字先西原343、344、345、346-1、346	砂（16,396立方メートル）	平成27年12月28日から平成28年12月27日まで	平成27年12月28日

		- 2、347、東伯郡 北栄町松神字天神 白394-1、396、 東伯郡北栄町松神 字狐塚348-2、 350-1、352-2 (9,614平方メー トル)		
--	--	---	--	--

鳥取県告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日野病院組合 管理者	介護老人保健 施設あやめ	日野郡江府町 大字武庫475	平成28年2月18日	平成28年3月31日	通所リハビリテ ーション、短期 入所療養介護
医療法人厚生 会	ナーシングピ アひこな	米子市彦名町 1210-1	平成28年2月24日	〃	短期入所生活介 護
有限会社メデ ィカル・ケア 米子	いきいきデイ サービス旗ヶ 崎	米子市旗ヶ崎 一丁目5-6	平成28年2月29日	〃	通所介護
有限会社スロ ーライフ	デイサービス ほっこり	米子市西福原 九丁目14-14	平成28年3月8日	〃	〃

鳥取県告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
合同会社遥	ケアプラン遥	米子市上福原六丁 目5-15	平成28年2月26日	平成28年3月31日
有限会社メディカ ル・ケア米子	いきいき居宅介護 支援事業所	米子市灘町三丁目 65	平成28年2月29日	〃

鳥取県告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から当該施設を廃止する旨の届出があったので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開設者の名称又は	介護老人保健施設	介護老人保健施設	届出年月日	廃止年月日

氏名	の名称	の所在地		
日野病院組合管理者	介護老人保健施設 あやめ	日野郡江府町大字 武庫475	平成28年2月18日	平成28年3月31日

鳥取県告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日野病院組合 管理者	介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町 大字武庫475	平成28年2月18日	平成28年3月31日	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
医療法人厚生会	介護予防ナーシングピアひこな	米子市彦名町 1210-1	平成28年2月24日	〃	介護予防短期入所生活介護
有限会社メディカル・ケア米子	いきいきデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎 一丁目5-6	平成28年2月29日	〃	介護予防通所介護
有限会社スロークライフ	デイサービスほっこり	米子市西福原 九丁目14-14	平成28年3月8日	〃	〃

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第4号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年3月18日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年3月19日（土）午前9時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 教育委員会事務局局人事（課長級以上）について
 - (2) その他

内水面漁場管理委員会告示**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成28年3月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

- 1 指示内容

(1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果が陰性であることを証明する書類を提出すること。

イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。

(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成28年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成28年3月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市用瀬町鷹狩の下井手頭首工（以下「下井手頭首工」という。）より下流の千代川本流
- (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (8) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (9) 八頭郡八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路

- (10) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 鳥取市の湖山池
- 2 天神川水系のうち次に掲げる水域
 - (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
 - (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
 - (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
 - (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路
- 3 日野川水系のうち次に掲げる水域
 - (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
 - (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
 - (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
 - (5) 日野郡日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (6) 日野郡江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
 - (10) 日野郡江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (11) 日野郡江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイダ及びそれに接続する全ての用水路
 - (12) 西伯郡伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
 - (14) 西伯郡伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
 - (16) 西伯郡伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
 - (17) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (18) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
 - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
 - (20) 西伯郡伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (21) 西伯郡伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (22) 西伯郡伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (23) 西伯郡伯耆町真野の真野 2 号砂防堰堤より下流の別所川
 - (24) 西伯郡伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
 - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
 - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (28) 西伯郡伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域
 - (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
 - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
 - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
 - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
 - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 西伯郡伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
- (18) 東伯郡湯梨浜町の東郷池及び橋津川
- (19) 東伯郡琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
- (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

平成28年度における第 5 種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 3 月 18 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系 に係る河川	あゆ	種苗の放流	952千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	190千尾
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系 に係る河川	あゆ	〃	150千尾
				溪流魚	〃
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系 に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
うなぎ	種苗の放流	40キログラム			
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	人工産卵藻設置	4か所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	〃	5,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を

指す。

公 告

平成27年鳥取県公報第8763号で公告した（仮称）ラ・ムー鳥取東店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年4月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年4月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成28年4月25日 午後1時から午後 4時まで	"	"	"	"
平成28年5月1日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	"	"	"

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年4月12日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年4月19日	"	"	"	"

午前 9 時から午後 3 時まで				
平成 28 年 4 月 26 日 午前 9 時から正午 まで	岡山県真庭市仲間 1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3 人

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 10 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。